

## 【 麻 醉 】

### 7 8 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定について

《令和6年2月29日》  
《令和8年6月1日更新》

#### ○ 取扱い（変更前）

- (1) 次の手術時のL008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められる。
  - ① 肺切除術（胸腔鏡下を含む。）
  - ② K502 縦隔腫瘍、胸腺摘出術
  - ③ K196－2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
- (2) 次の手術時のL008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められない。
  - ① 乳癌手術
  - ② K697－2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法

#### ○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

肺切除術（胸腔鏡下を含む。）、縦隔腫瘍、胸腺摘出術、胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）においては、分離肺換気による麻酔を行うことが一般的であり、L008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められると判断した。

また、乳癌手術、K697－2肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法においては、一般的に低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による麻酔等の必要性、有用性は考えられないことから、これら手術でのL008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められないと判断した。

（参考：厚生労働省告示 診療報酬の算定方法）

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

- 2 坐位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号K552－2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（1に掲げる場合を除く。）

## ○ 取扱い（変更後）

- (1) 次の手術時の L 008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められる。
  - ① 肺切除術（胸腔鏡下を含む。）
  - ② K 502 縦隔腫瘍、胸腺摘出術
  - ③ K 196－2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）
- (2) 次の手術時の L 008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められない。
  - ① 乳癌手術
  - ② K 697－2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法

## ○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

肺切除術（胸腔鏡下を含む。）、縦隔腫瘍、胸腺摘出術、胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）においては、分離肺換気による麻酔を行うことが一般的であり、L 008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められると判断した。

また、乳癌手術、K 697－2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法においては、一般的に低体温麻酔、分離肺換気による麻酔等の必要性、有用性は考えられないことから、これら手術での L 008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔「2」の算定は、原則として認められないと判断した。

（参考：厚生労働省告示 診療報酬の算定方法）

L 008 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔

- 2 坐位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号 K 552－2 に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（1 に掲げる場合を除く。）